

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、長野県被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判断することをいう。

2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

（認定等）

第3条 応急危険度判定士は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る。）で、第11条第1項の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第5項の規定による建築施工管理技術検定に合格した者
- (3) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証が交付された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認めた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

3 他の都道府県において応急危険度判定士として認定された者又は他の都道府県において第11条第1項と同等の講習を受講した者については、同項の講習を受講したものとみなす。この場合において、応急危険度判定士認定申請にあたっては、前項の申請書に他の都道府県の認定証の写し又は他の都道府県の講習の受講修了証の写しを添付するものとする。

（認定証の交付）

第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、登録するとともに、申請者に応急危険度判定士認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（申請事項の変更）

第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項（資格の種別を除く。）に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届（様式第3号）により知事に届け出るものとする。

（認定証の有効期間）

第6条 認定証の有効期間は、第11条第1項の講習を受講した日から5年を経過した日の属する年度末までとする。

2 第3条第3項の規定により、他の都道府県の認定証の写しを添付する場合は、その認定証の有効期間は、その満了する日の属する年度末までとみなす。

（認定証の更新）

第7条 知事は、認定証の有効期間満了日の1ヶ月前までに第9条の規定による届出がない場合は更新の意思があるものとみなし、有効期間を更新して認定証を交付するものとする。

2 前項の規定により交付される認定証の有効期間は5年間とする。

（認定証の再交付）

第8条 応急危険度判定士は、認定証を汚損し、又は亡失したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請書（様式第5号）により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、亡失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

（認定の辞退）

第9条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、応急危険度判定士辞退届（様式第6号）に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第10条 知事は、応急危険度判定士が次の各号のいずれかに該当した場合においては、認定の取消し、又は認定の停止を行うことができる。

（1）第3条第1項の要件に適合しなくなったとき

（2）前号に規定する者のほか、知事が認めたとき

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、応急危険度判定士の登録を抹消するとともに、認定証を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

（指定講習）

第11条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、県が主催する被災建築物応急危険度判定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。

2 知事は、講習を修了した者に対し、必要に応じて受講修了証を交付するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和６年３月１５日から施行する。
- ２ この要綱施行の際、有効期間を経過した者が知事の認定を受けようとする場合は、応急危険度判定士更新申請書（様式第４号）により知事に申請するものとする。
- ３ 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を交付するものとする。
- ４ 前項の規定により交付される認定証の有効期間は、交付した日から５年を経過した日の属する年度末までとする。

附 則

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。